

指名停止措置の概要

商号又は名称	株式会社新都メンテナンス
代表者氏名	代表取締役 秋山 仁男
登録番号	第 41-32 号
所在地	高知市新田町 15-28
取扱物品等の種類	土木・水系関係調査業務、森林整備関係業務、街路樹の伐採、剪定、除草
指名停止の事由	<p>当該業者及び同社工務課長は、高知市上下水道局が発注した「令和 5 年度初月分区污水管渠築造工事」において下水管を敷設する作業中に生じた地山の崩壊により、作業員が脳挫傷となり死亡した事故について、掘削業務における作業方法から生ずる危険を防止するための措置（土止め支保工等）を講じていなかった。</p> <p>この事実に対して両名は、高知簡易裁判所から略式命令を受け、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により、罰金 20 万円（法人）及び罰金 50 万円（個人）の刑が確定し、令和 8 年 5 月 22 日に営業停止処分を受けたため、高知県建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた。</p> <p>このことから、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるため。</p> <p>【該当条項】 ・高知県物品購入等関係指名停止要領別表 26 に該当</p>
指名停止の期間	令和 8 年 6 月 2 日から令和 8 年 9 月 1 日まで
備考	

問い合わせ先

高知県会計管理局総務事務センター 会計・物品担当

電話 0 8 8 - 8 2 3 - 9 7 8 8（直通）